

**首相令
2022 年 第 104 号**

首相は

憲法、

2017 年法律第 72 号として公布された投資法及びその施行規則、

2020 年法律第 152 号として公布された中小零細企業発展法、

省設立と改変についての 2018 年大統領令第 256 号、

前述の投資法第 11 条中で更なる開発が必要とされるセクター(A)のゾーン設定に関する 2020 年内閣令第 7 号、

投資・フリーゾーン庁 (GAFI) 長官に対し、投資事項に特化した主務大臣としてのいくつかの権限を与えることについての 2019 年首相令第 3152 号、

に鑑み、

投資・フリーゾーン庁長官、財務大臣（電気および再生可能エネルギー、石油鉱物資源、観光・考古、経済発展計画、通信情報技術、農業・土地開墾、公共事業部門、運輸、商・工業）の事項に関し任命された大臣たちからの共同の提案に基づき、

内閣での合意後に、

以下を決定した。

第 1 条

投資活動内容に基づくサブセクターは、セクター(A)・(B)それぞれの地理的範囲において、付属の 2 表に従って分類される。

第 2 条

この法令に規定される企業及び組織は、下記の 2 表中に述べられている活動各々において、関連機関からの必要な合意・認可・ライセンスの取得が必須である。

第 3 条

この法令は官報に掲載され、掲載日の翌日より施行される。

ヒジュラ暦 1443 年ジュマダー・アル=アーヒラ月初め（西暦 2022 年 1 月 4 日に合致する）に、内閣の主導により公布された。

首相

ムスタファ・カマール・マドブリー

表 1：セクター(A)での地理的範囲における投資活動内容にもとづくサブセクター

1. 工業セクター	1-新エネルギー及び再生可能エネルギーの生産プロジェクト関連産業	<ul style="list-style-type: none"> 1- 太陽電池（ソーラーセル）とその部品、基地用部品（インバーター、光ファイバー） 2- グリーン水素及びグリーン燃料派生品製造プロジェクトへの参入 3- グリーン水素製造のための電解装置 4- 風力基地部品及び付属品
	2-自動車工業及び関連産業	<ul style="list-style-type: none"> 1- 電気自動車（乗用車・バス）及び天然ガス自動車（乗用車・バス） 2- 自動車用電動モーター 3- ガスタンク 4- 電動自動車用パワーステーション・プロジェクト
	3-木材工業・家具・印刷・包装・化学産業	<ul style="list-style-type: none"> 1- 様々な使用目的を持った家具 2- ガラス製キッチン用品（パイレックス） 3- 炭酸ナトリウム（ソーダ灰）
	4-抗生物質・がん治療薬・化粧品製造工業	<ul style="list-style-type: none"> 1- 製剤用有効成分 2- ワクチン 3- 化粧品
	5-食品工業及び農産物	<ul style="list-style-type: none"> 1- 乾燥野菜・果物 2- 医療用・香料用の植物油及び植物ペースト 3- 農業廃棄物のリサイクル 4- 加工食品 5- デーツ
	6-エンジニアリング・金属（冶金）工業・鋳業	<ul style="list-style-type: none"> 1- 環境に優しい技術及び様々な新技術を用いた下水・工業排水処理場及び海水濾過施設 2- 電子機械及び電気機械 3- 機械、器具、生産ライン（鋳物・木材用自動旋盤） 4- コンテナ製造 5- BCB[ベンゾシクロブテン]非プリント基板 6- 淡水化装置部品 7- 輸液ポンプ 8- 農業用トラクター（牽引機） 9- 携帯電話 10- 医療用金属製家具 11- 金型（金属製/プラスチック製） 12- ボイラー及び関連部品 13- 黒砂の濃縮物の分離後に生じる派生製品

		(花崗岩、イルメナイト [チタン鉄鉱]、 モナズ石[モナザイト])
2.観光セクター	<p>1- 固定あるいは[川などに]浮かぶホテル、アパートメントホテル、ツーリストビレッジ。サービス関連、あるいはレクリエーション関連、あるいは商業的、あるいはスポーツ関連、あるいは文化的なそれらの施設に付随もしくは関連する活動。それらの活動のための施設を最新のものとし拡張すること。その際には、ホテル、アパートメントホテル、ツーリストビレッジのランクは最低3つ星であり、かつ販売単位の合計面積が収容能力を有する建造物の合計面積の半分を超えないことが条件となる。</p> <p>2- エコツーリズム。関連するものとしては、エコロッジや野鳥観察スポットなどのエコロジー的な性質を有する観光地。そして観光セクターへの生物多様性の統合があげられる。</p> <p>3- グリーンインフラを確立するための活動、及び観光プロジェクトでのエネルギー効率の保全</p> <p>4- グリーンツーリズム及びサステナブルツーリズムの発展のためのあらゆる活動</p> <p>5- ヨットのマリーナ、ゴルフ場、ダイビングセンター、及びそれらに付随または関連する活動の整備・運営</p> <p>6- ホテル、アパートメントホテル、ツーリストビレッジの管理及び観光マーケティング</p> <p>7- 考古遺跡、博物館においてサービスを行う会社。これはその活動に関連する機関から交付された法令中の諸条件・諸規則に基づくものである。</p>	
3.通信情報技術セクター	<p>1-プログラムのデザイン及び開発</p> <p>2-アウトソーシングとそれに結びついたヒューマン・ディベロップメント活動</p> <p>3-電子機器のデザイン・開発・製造</p> <p>4-データセンター及びコンタクトセンター</p>	
4.石油・天然資源セクター	<p>1.探査・掘削作業などの石油関連サポートサービス</p> <p>2- 天然ガス及び液化天然ガス[LNG]関連のプロジェクト</p>	<p>1- 石油探査関連事業</p> <p>2- 油井のメンテナンス</p> <p>3- 石油目的の際に必須の深くない井戸及び水井戸の掘削</p> <p>4- 原油・石油製品・ガス輸送用パイプラインの建設と延長</p> <p>5- 原油・石油製品の運び込み及び貯蔵、ブタンガスの運び込みを行うための貯蔵場所の建設</p> <p>6- 石油製品・天然ガス及び石油化学一次・中間・最終製品の生産・精製活動</p> <p>1- 天然ガスをカスタマーへ届けるための国内供給網の拡充（家庭用/商業用/工業用）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 2- 天然ガス供給作業用のメーターおよび機器の製造 3- 自動車用天然ガス（圧縮及び液化）供給ステーション 4- 自動車を天然ガス（圧縮天然ガス及び液化天然ガス）使用にする為の改造センター 5- 天然ガスの受入、あるいは状態変化させたガスの再ガス化、あるいは分配目的での再ガス化のための基地の設立 6- 専用の輸送車あるいはガスポンペを通じた形での、生産場所から、都市・村・開発地区といった使用場所へのガス供給ラインの拡充。石油の輸送に関してはこれに含まれない。
	<p>3-グリーン水素以外の水素及び派生製品の生産プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1- グリーン水素以外の水素及び派生製品の生産 2- バイオ燃料・バイオマスの生産、それらに立脚した裾野産業及び加工業 3- 石油関連プロジェクトを用いてのエネルギー効率の改善プロジェクト
	<p>4-エミッション低減プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1- メタンの低減・除去プロジェクト 2- カーボンの低減・除去プロジェクト 3- カーボンの貯蔵・抽出プロジェクト
	<p>5-石油化学プロジェクト、及びその応用・補完活動プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1- 石油化学分野での一次・中間・最終製品の製造 2- 石油化学産業の応用化を立ち上げるプロジェクト（中小企業など） 3- （グリーン・プラスチック/農業廃棄物由来木材/リサイクル産業など）のグリーン石油化学製品及び次世代石油化学製品の製造 4- （特殊肥料/複合肥料/工業用尿素/緩効性肥料）など各種肥料の生産、及びそれらに立脚した産業 5- （水の淡水化/工業用ガスの製造/貯蔵/流通/売買及びマーケティング/付加的に生じるもの・触媒の生産/ロジスティクス・サービス及び海運サービスの輸出入/試験研究所）等の石油化学プロジェクトを補完する活動

	<p>6. 鉱物資源プロジェクト（冶金活動）：鉱物の探査及び獲得</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1- 冶金原料の探査・掘削・切出し・処理・抽出・精製に特化した活動及びそれらに関連するあらゆる工業過程の実施。骨材及び砂の採取場は含まれない。 2- 航空測量及び採掘活動 3- 鉱物の実験・分析ラボ 4- 冶金原料の製造 5- 金精製・鉱物抽出ラボ 6- 鉱物・原料濃縮ユニット 7- 冶金もしくは冶金関連工業の複合施設。ここではリン酸塩、石英[クォーツ]、白砂のプロジェクトが行われる。またこれらと他の冶金原料すべてについても同様。 8- 冶金に特化したインフラ整備
<p>5. 農業・畜産・水産セクター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1- 未開拓地及び砂漠地の開墾及び農地化。まず土地を開墾し、農地化のためのインフラ設備を準備、その後開墾された土地を農地化する。それにあたっては、その土地が開墾及び農地化の目的にあてられたものであること、農地化にあたっては近代的な灌漑方法が使用されることが想定されている。灌漑は洪水灌漑方式をとらない。 2- 家畜及び乳製品の生産を目的とした動物の飼育 3- 家禽の飼育 	
<p>6. 運輸セクター</p>	<p>1. 海運、内航海運、外航海運</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1- コンテナ基地の整備・管理・運営 2- エジプトの旗のもと運行する船舶による原料・製品・旅客の輸送 3- 船舶及び（タンカー、蒸気船、フェリーなどの）各種の海上輸送手段を用いた領水外での原料・商品・旅客の輸送
	<p>2. 陸上港及びドライポート、ロジスティック・センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1- ドライポート及びロジスティック・センターの建設・管理・運営、及びそれに関連したすべての活動 2- ドライポート及びロジスティック・センター内での貯蔵施設・保管庫・[保管]用地の建設・管理・運営 3- ドライポート及びロジスティック・センター内での積み込み・積み卸し・輸送作業 上記すべてはドライポート庁[General Authority for Land and Dry Port]の定める諸条件に従う
	<p>3. 鉄道網のデザイン、建設、マネージメント、オペレーション、利</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1- 鉄道網路線（旅客/貨物、電気式/ディーゼル式）の管理・運営・修理 2- 鉄道車輛（旅客/貨物、電気式/ディーゼル

<p>用、修理</p>	<p>式)の管理・運営・修理 3- 修理場の管理・運営 4- 鉄道業関連(レール/枕木/座席/その他)の工業の管理・運営</p>
<p>4-地下鉄及び電動列車網のデザイン、建設、管理、運営、修理</p>	<p>1- 地下鉄路線の地上区間全般、またはその一部 2- 都市間電動列車プロジェクト 3- 修理場の管理・運営</p>
<p>5-河川輸送</p>	<p>1- 様々な河川輸送手段を用いての旅客、貨物、消耗品、原料などのあらゆる種類のもの、コンテナの輸送 2- 河川輸送庁[River Transport Authority]の定める諸条件に従っての河川港の整備・管理・運営 3- 河川のコンテナ基地及び穀物サイロの整備・管理・運営 4- 観光事業の経営・保証に必須のすべての事業を行うナイル河岸の河川港の整備・管理・運営</p>
<p>6-高速道路・幹線道路・主要幹線道路・自動車用トンネルの建設及び管理・利用・修理</p>	<p>1- 高速道路・幹線道路・主要幹線道路の建設・管理・利用・修理 2- 自動車用燃料補給ステーションの建設 3- 商業・レクリエーション・サービスを提供するサービスエリアの建設 4- 自動車用トンネルのデザイン・管理・運営 5- BOT方式での多層駐車場の整備・管理・運営</p>
<p>7-陸上貨物輸送(国内・国外)</p>	<p>1- 国境をまたぐ輸送 2- 鉄道輸送</p>
<p>8-冷蔵貨物輸送</p>	<p>1- 農産物・工業用品・食料品の冷蔵・冷凍輸送、およびそれに関連する積み込み・積み卸し事業の所有及びリース 2- コンテナ基地・中継基地・穀物サイロの所有及びリース</p>
<p>9-以下の規則に従っての、都市間・新規開発地域間の大量輸送</p>	<p>1- プロジェクトあたりの輸送エネルギーが、最低でも300席あること 2- 使用される自動車が新車であること。それ以前にライセンス登録されたり使用されたものでないこと。</p>

		<ul style="list-style-type: none">3- 基本条件として天然ガスで稼働すること。 この目的のためのディーゼル稼働の自動車輸入は認められない。4- 新都市での企業による駐車場及び修理場の提供5- 活動管理の場が新規開発地域であること6- 企業に対する自動車輸送のスケジュール・ルート設定義務7- 自動車のフロント部分に、ルートを明確にするためのサインボード設置8- 積載物・高さ他の諸条件に関しては、運輸省の定める諸条件に従う義務9- 環境及び公害防止に関する県が定めた条例に従う義務
--	--	---

表 2 : セクター(B)での地理的範囲における投資活動内容にもとづくサブセクター

1.工業セクター	1-新エネルギー及び再生可能エネルギーの生産プロジェクト関連工業	<ul style="list-style-type: none"> 1- 太陽電池（ソーラーセル）とその部品、ステーション用部品（インバーター、光ファイバー） 2- 各種電池（水素・熱・リチウム）
	2-自動車工業及び関連工業	<ul style="list-style-type: none"> 1- 電気自動車（乗用車・バス）及び天然ガスで稼働する自動車（乗用車・バス） 2- 自動車用電動モーター 3- ガスタンク 4- 電動自動車用パワーステーション・プロジェクト
	3-木材工業・家具・印刷・包装・化学工業	<ul style="list-style-type: none"> 1- 合板 2- 集成材 3- パルプから作られた印刷・筆記用紙 4- 農業廃棄物から作られた製紙用パルプ及び高密度繊維板(HDF) 5- （テトラパックのような）プラスチック・コーティングの強化紙 6- 印刷用板紙 7- 印刷用・写真用インク 8- ガラス製キッチン用品（パイレックス） 9- 炭酸ナトリウム [炭酸ソーダ]（ソーダ灰） 10- ゴム製自動車部品 11- 自動車タイヤ 12- コンベア・ゴムベルト 13- 有機染料 14- 特殊潤滑剤 15- アクリル樹脂 16- エポキシ樹脂 17- アミノ樹脂 18- プラスチック樹脂 19- ポリエーテルウレタン 20- プラスチック
	4-抗生物質・がん治療薬・化粧品製造工業	<ul style="list-style-type: none"> 1- 製剤用有効成分 2- ワクチン 3- 化粧品
	5-食品工業及び農産物	<ul style="list-style-type: none"> 1- 乾燥野菜・果物 2- 医療用・香料用の植物油及び植物ペースト 3- 農業廃棄物のリサイクル

		4- デーツ
	6-エンジニアリング・金属 (冶金) 工業・鉱業	1- 淡水化装置部品 2- 電動機 (モーター) 3- 冷却用コンプレッサー 4- セントラル空調用チラー[冷却水循環装置] 5- 液体バルブ及びガスバルブ (工業用バルブ) 6- 液体ろ過装置及び気体ろ過装置 (フィルター) 7- 農業用トラクター (牽引機) 8- 携帯電話 9- 医療用金属家具 10- 家具の錠及び付属品、既製服、皮革製品、分電盤 11- 切断・穴あけ・挟み工具、工具、手工具 12- 金型 (金属製/プラスチック製) 13- ボールベアリング (回転軸受) 14- ボイラー及び関連部品 15- 家庭用品製造用金属板 16- ステンレススチール板及びパイプ 17- 溶接棒 18- パイプ及びガスボンベシームレスパイプ 19- パイプ及びガスボンベ用付属部品 20- ボルト、ナット、ワッシャー 21- 山形[アングル]鋼、鋼片 22- 電球用 LED 製造 23- サーモスタット製造 24- コンピューター部品製造 25- 既製服 26- 工業用紡績糸 27- メリヤス生地もしくはトリコット生地 28- 綿デニム 29- 織物 30- 皮革製品 (レザー素材の被服) 31- ベルト、カバン他
		7-情報通信技術関連工業 (投資法施行規則第 10 条本文による)
2.観光セクター		1- 病者向け医療ツーリズム。それは病院や医療・治療センターによる予約プロセスのシステム化をとまなう。それ以外では、観光を主務とする大臣と協同し、保険を主務とする大臣により定められた省令中にあるもの。 2- グリーンツーリズム及びサステナブルツーリズムの発展のためのあらゆる

	<p>投資活動</p> <p>3- グリーンインフラを確立するための活動、及び観光プロジェクトでのエネルギー効率の保全</p> <p>4- (陸路/ナイル河川路/海路/空路) といったあらゆる手段を用いての観光客の輸送活動とその促進。それについては、グリーンツーリズムの発展のための IT および電気を利用した輸送を含む。</p>	
3.通信情報技術セクター	<p>1-プログラムのデザイン及び開発</p> <p>2-アウトソーシングとそれに結びついたヒューマン・ディベロップメント活動</p> <p>3-電子機器のデザイン・開発・製造</p> <p>4- データセンター及びコンタクトセンター</p>	
4.石油・天然資源セクター	1.探査・掘削作業などの石油関連サポートサービス	<p>1-採掘・修理作業を補完する土木工事</p> <p>2-掘削器具及びオイルポンプの製造・集積・修理</p> <p>3-ケーシングパイプ及びプロダクション・チューーピングに関連する事業</p>
	2- 天然ガス及び液化天然ガス[LNG]関連のプロジェクト	<p>1- 天然ガスをカスタマーへ届けるための国内供給網の拡充 (家庭用/商業用/工業用)</p> <p>2- 天然ガス供給作業のためのメーター及び消耗品の製造</p> <p>3- 自動車用天然ガス (圧縮及び液化) 供給ステーション</p> <p>4- 天然ガス (圧縮天然ガス及び液化天然ガス) を使用可能にする為の自動車改造センター</p> <p>5- 天然ガスパイプラインが使用されていない地域への圧縮天然ガスの輸送作業</p> <p>6- 専用の輸送車あるいはガスポンペを通じた形での、生産場所から、都市・村・開発地区といった使用場所へのガス供給ラインの拡充。石油の輸送に関してはこれに含まれない。</p>
	3-グリーン水素以外の水素及び派生製品の生産プロジェクト	<p>1- グリーン水素以外の様々な種類の水素及び派生製品の生産・貯蔵・流通</p> <p>2- バイオ燃料・バイオマスの生産、それらに立脚した裾野産業及び加工業</p> <p>3- 石油関連プロジェクトを用いてのエネルギー効率の改善プロジェクト</p>
	4-エミッション低減プロジェクト	<p>1- メタンの低減・除去プロジェクト</p> <p>2- カーボンの低減・除去プロジェクト</p>

		3- カーボンの貯蔵・抽出プロジェクト
	5-石油化学プロジェクト、及びその応用・補完活動プロジェクト	<p>1- 石油化学分野での一次・中間・最終製品の製造</p> <p>2- 石油化学産業の応用化を立ち上げるプロジェクト（中小企業など）</p> <p>3- （グリーン・プラスチック/農業廃棄物由来の木材/リサイクル産業など）のグリーン石油化学製品及び次世代石油化学製品の製造</p> <p>4- （特殊肥料/複合肥料/工業用尿素/緩効性肥料）など各種肥料の生産、及びそれらに立脚した産業</p> <p>5- （水の淡水化/工業用ガスの製造/貯蔵/流通/売買及びマーケティング/付加的に生じるもの・触媒の生産/ロジスティクス・サービス及び海運サービスの輸出入/試験研究機関）等の石油化学プロジェクトを補完する活動</p>
	6-鉱物資源プロジェクト（冶金活動）：鉱物の探査及び獲得	<p>1- 航空測量及び採掘活動</p> <p>2- 国際的に信用される分析ラボ</p> <p>3- 金精製・鉱物抽出ラボ</p> <p>4- 鉱物・原料濃縮ユニット。特に技術ライセンス</p>
5.農業・畜産・水産セクター	<p>1-海洋ケージを含む養魚場、完全養殖、海洋孵化場</p> <p>2-鳥類自体の生産、孵化、卵の生産、肥育、食肉目的のものに関わらず、あらゆる種類の鳥類の飼育</p> <p>3-肥育及び食用の赤肉生産を目的としたあらゆる種類の動物の飼育</p>	
6.運輸セクター	1-陸上港及びドライポート、ロジスティック・センター	<p>1- ドライポート及びロジスティック・センターの建設・管理・運営、及びそれに関連したすべての活動</p> <p>2- ドライポート及びロジスティック・センター内での貯蔵施設・保管庫・[保管]用地の建設・管理・運営</p> <p>3- ドライポート及びロジスティック・センター内での積み込み・積み卸し・輸送作業</p> <p>上記すべてはドライポート庁（General Authority for Land and Dry Port）の定める諸条件に従う</p>
	2-鉄道路線のデザイン、建設、管理、運	1- 鉄道路線（旅客/貨物、電気式/ディーゼル式）の管理・運営・修理

<p>営、利用、修理</p>	<p>2- 鉄道車輛（旅客/貨物、電気式/ディーゼル式）の管理・運営・修理 3- 修理場の管理・運営 4- 鉄道業関連（レール/枕木/座席/その他）の工業の管理・運営</p>
<p>3-地下鉄及び電動列車網のデザイン、建設、管理、運営、修理</p>	<p>1- 地下鉄路線の地上区間全般、またはその一部 2- 都市間鉄道プロジェクト</p>
<p>4-河川輸送</p>	<p>1- 様々な河川輸送手段を用いての旅客、貨物、消耗品、原料などのあらゆる種類のもの、コンテナの輸送 2- 河川輸送庁（River Transport Authority）の定める諸条件に従っての河川港の整備・管理・運営 3- 河川のコンテナ基地及び穀物サイロの整備・管理・運営 4- 観光事業の経営・保証に必須のすべての事業を行うナイル河岸の河川港の整備・管理・運営</p>
<p>5-高速道路・幹線道路・主要幹線道路・自動車用トンネルの建設及び管理・利用・修理</p>	<p>1- 高速道路・幹線道路・主要幹線道路の建設・管理・利用・修理 2- 自動車用燃料補給ステーションの建設 3- 商業・レクリエーション・サービスを提供するサービスエリアの建設 4- 自動車用トンネルのデザイン・管理・運営 5- BOT 方式での多層駐車場の整備・管理・運営</p>
<p>6-陸上貨物輸送（国内・国外）</p>	<p>国内・国外間移動のための輸送ユニット</p>
<p>7-冷蔵貨物輸送</p>	<p>1- 農産物・工業用品・食料品の冷蔵・冷凍輸送、およびそれに関連する積み込み・積み卸し事業の所有及びリース 2- コンテナ基地・中継基地・穀物サイロの所有及びリース</p>
<p>8-以下の規則に従っての、都市間・新規開発地域間の大量輸送</p>	<p>1- 輸送能力が、最低でも 300 席あること 2- 使用される車両が新品であること。それ以前にライセンス登録されたり、使用されたりしたものでないこと。 3- 基本条件として天然ガスで稼働すること。</p>

		<p>この目的のためのディーゼル稼働の車両の輸入は認められない</p> <p>4- 新都市での企業による駐車場及び修理場の提供</p> <p>5- 活動管理の場が新規開発地域であること</p> <p>6- 関連の交通局に従っての、輸送のスケジュール・ルート設定義務</p> <p>7- 車両のフロント部分に、ルートを明確にするためのサインボード設置</p> <p>8- 積載物・高さ他の諸条件に関しては、運輸省の定める諸条件に従う義務</p> <p>9- 環境及び公害防止に関する県が定めた条例に従う義務</p>
<p>セクター(B)の地理的範囲にある、観光、通信・情報技術、石油鉱物資源、農業・畜産・水産、運輸の各セクター中の投資活動に伴うサブセクターを実施するプロジェクトは、以下の特徴を有する：</p> <p>前述の投資法施行規則第 11 条で述べられている条件に従った労働集約の度合いの強さ</p> <p>中小企業と見なされる企業</p> <p>新エネルギー・再生可能エネルギーに立脚するもの</p> <p>前述の投資法及び施行規則中の条件に従ってのエジプト・アラブ共和国の地理的領域外への生産物の輸出</p>		

本資料は、首相令（原文はアラビア語）を参考までにジェトロ・カイロ事務所が和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・カイロ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。